

託児業務の内容・報酬等について

1 資格について

託児業務は、保育士の資格をお持ちの方をお願いしています。
初めて応募される方は、保育士証の写しを御提出ください。

2 報酬・保険について

- (1) 賃金は、上田市会計年度任用職員単価表に準じます。
 - (ア) 源泉徴収額を差し引いた金額を指定の口座へ振り込みます。
 - (イ) 交通費につきましては、通勤距離に応じた日額により支給します。
 - (ウ) 公共交通機関を利用する場合は、実費額を支給します。
- (2) 任用職員は、「労災保険」の対象となります。

3 業務内容

- (1) 公民館講座での託児
- (2) 託児室の準備・片付け（部屋の掃除等）

4 勤務日時

公民館が事前に指定する日時に勤務していただきます。
原則として、別紙予定表のとおりです。
※なお、講座進行状況により、業務時間を延長・短縮する場合があります。

5 業務体制(人員数)について

上田市保育士設置基準を基に、過去の託児状況を考慮して決定します。

(上田市保育士設置基準)

0歳から1歳児3人につき、保育士1人

2歳児6人につき、保育士1人